

別紙

車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは確認をすることができる。

- 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。
- 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること
- 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること
- 4 2、3以外の場合であって、地震防災応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。